

我孫子市自治会集会所整備事業等補助金交付要綱の一部を改正する告示

我孫子市自治会集会所整備事業等補助金交付要綱（平成元年告示第89号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>この要綱は</u>、地域住民のふれあいと連帯を図るため、自治会が行う自治会集会所（以下「集会所」という。）の新築、増改築若しくは修繕（以下「整備事業」という。）又は集会所を設置するための借家若しくは集会所用地を確保するための借地（以下「借り上げ事業」という。）に対し、予算の範囲内において<u>自治会集会所整備事業等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し</u>、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号。以下「規則」という。）に<u>定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(補助対象事業の種類等)</p> <p>第3条 補助の対象となる事業<u>（別表において「補助対象事業」という。）</u>は次のとおりとし、<u>補助</u>の範囲、補助対象者及び交付基準額は別表に定めるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>市長は</u>、地域住民のふれあいと連帯を図るため、自治会が行う自治会集会所（以下「集会所」という。）の新築、増改築若しくは修繕（以下「整備事業」という。）又は集会所を設置するための借家若しくは集会所用地を確保するための借地（以下「借り上げ事業」という。）に対し、予算の範囲内において我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号。以下「規則」という。）<u>及びこの告示に基づき補助金を交付する。</u></p> <p>(補助対象事業の種類等)</p> <p>第3条 補助の対象となる事業は次のとおりとし、<u>当該事業</u>の範囲、補助対象者及び交付基準額は別表に定めるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

(事前協議)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、整備事業又は借り上げ事業を実施する年度(毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の前年の9月末日までに自治会集会所整備事業等補助金事前協議書(様式第1号)により市長と事前に協議しなければならない。

(交付申請)

第5条 規則第3条第1項第5号に規定する書類は、次の各号に掲げるとおりとし、第3号から第5号までは整備事業に、第6号及び第7号は借り上げ事業に適用する。

- (1) 自治会集会所整備事業等補助金実施予定書(様式第2号)
- (2) 自治会集会所整備事業等補助金収支予算書(様式第3号)
- (3)から(7)まで 略

2 略

(交付の制限)

第7条 市長は、整備事業に係る補助金の交付を受けた自治会に対しては、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して、新築事業にあつては20年を、増改築事業にあつては10年を、修繕事業にあつては5年を、それぞれ経過するまでの間は、

(事前協議)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、整備事業又は借り上げ事業を実施する年度(毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の前年の9月末日までに集会所整備事業補助金事前協議書(様式第1号)により市長と事前に協議しなければならない。

(交付申請)

第5条 規則第3条第1項第5号に規定する書類は、次の各号に掲げるとおりとし、第3号から第5号までは整備事業に、第6号及び第7号は借り上げ事業に適用する。

- (1) 集会所整備事業補助金実施予定書(様式第2号)
- (2) 集会所整備事業補助金収支予算書(様式第3号)
- (3)から(7)まで 略

2 略

(交付の制限)

第7条 市長は、次の各号に掲げる事業の実施に基づき補助金の交付を受けた自治会に対しては、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して、当該各号に定める期間を経過しなければ、当該事業と同一の種類の事業に係る補助金の交付をしない。

新たに整備事業に係る補助金を交付しない。ただし、災害その他特別の理由により市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(補助事業者の努力義務)

第8条 **新築事業に係る補助事業者であつて地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けていないものは、当該認可を受けよう努めなければならない。**

(実績報告)

第9条 規則第11条第2号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) **自治会集会所整備事業等補助金収支清算内訳書**（様式第4号）
(2)から(4)まで 略

第10条 規則第19条ただし書に規定する市長が定める期間は、次に掲げる期間とする。ただし、災害その他特別な理由により市長が認めた場合は、この限りでない。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助の範囲	補助対象	交付基準額	摘要

い。ただし、災害その他特別の理由により市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) **新築事業** **20年**
(2) **増改築事業** **10年**
(3) **修繕事業** **5年**

(実績報告)

第8条 規則第11条第2号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) **集会所整備事業補助金収支清算内訳書**（様式第4号）
(2)から(4)まで 略

第9条 規則第19条ただし書に規定する市長が定める期間は、**次の各号**に掲げる期間とする。ただし、災害その他特別な理由により市長が認めた場合は、この限りでない。

別表（第3条関係）

事業の種類	範囲	対象者	交付基準額	摘要

			者		
整備事業	ア	集会所 の新築 工事は 集会所 の老朽 化に より 集会所 を 全面 改築 する 場合 に 要 する 工事	自治会 又は 自治 会 の 集 合 体	新築費 用とし て算出 された 額の 10 分の6 とし、 1,500 万円を 限度と して補 助す る。	略
	イ	集会所 を増築 又は改 築する 場合に 要する 工事	同上	増改築 費用と して算 出され た額の 10分の 5 と し、 300 万円 を 限度と して補 助す る。	
	ウ	集会所 の一部	同上	修繕費 用とし	

整備事業	ア	集会所 の新築 工事は 集会所 の老朽 化に より 集会所 を 全面 改築 する 場合 に 要 する 工事	自治会 又は 自治 会 の 集 合 体	新築費 用とし て算出 された 額の 10 分の7 とし、 1,500 万円を 限度と して補 助す る。	略
	イ	集会所 を増築 又は改 築する 場合に 要する 工事	同上	増改築 費用と して算 出され た額の 10分の 7 と し、 500 万円 を 限度と して補 助す る。	
	ウ	集会所 の一部	同上	修繕費 用とし	

	繕事を修繕する場合に要する工事		て算出された額の10分の5とし、100万円を限度として補助する。	
借り上げ事業	ア 集会所借用として建物を借用する場合	同上	賃貸借した建物の月額賃料の10分の7とし、10万円を限度として補助する。	次に掲げる費用については、補助対象とし、(1)から(4)まで略 (5) 共益費又は管理費 (6) 更新料
イ	略	略	略	略

	繕事を修繕する場合に要する工事		て算出された額の10分の7とし、200万円を限度として補助する。	
借り上げ事業	ア 集会所借用として建物を借用する場合	同上	賃貸借した建物の月額賃料の10分の7とし、10万円を限度として補助する。	次に掲げる費用については、補助対象とし、(1)から(4)まで略
イ	略	略	略	略

	借 地 事 業				
	借 地 事 業				

様式第1号を次のように改める。

様式第2号中「会長名」を「会長氏名」に改める。

様式第3号中「礼金」を「礼金又は保証金」に、「保証金」を「共益費又は管理費」に改める。

様式第4号中「第8条関係」を「第9条関係」に、「自治会集会所整備事業等補助金清算内訳書」を「自治会集会所整備事業等補助金収支清算内訳書」に、「礼金」を「礼金又は保証金」に、「保証金」を「共益費又は管理費」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の第7条、第8条及び別表並びに様式の規定は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。